

## ○補助金一覧表

補助金の額は、次の表に定める額とします。

補助対象 児童生徒	補助金の額					
		月額	日額		月額	日額
1に該当 する者	小学校又 は小学部	月額	4,000円	中学校又 は中学部	月額	4,550円
		日額	234円		日額	272円
2に該当 する者	小学校	月額	4,000円	中学校	月額	4,550円
		日額	234円		日額	272円
3に該当 する者	小学校	月額	2,892円	中学校	月額	3,471円
		日額	170円		日額	208円
4に該当 する者	小学校	月額	1,108円	中学校	月額	1,079円
		日額	64円		日額	64円

### 備考

- 1 月の途中に転入又は転出、学校給食停止・再開届が提出されたこと等より日割計算の必要が生じた場合には、当該月は日割計算とする
- 2 日額合計の計算は、上記の表の該当日額に桶川市立小・中学校の学校給食提供日数を乗じて算出した金額とする。ただし、児童の場合は月額4,000円、生徒の場合は月額4,550円を超えることができない。
- 3 月額合計の計算は、上記の表の該当月額に桶川市立小・中学校の学校給食提供月数を乗じて算出した金額とする。ただし、学校給食提供月数は11か月を限度とする。
- 4 補助金の額は、児童の場合は年額44,702円、生徒の場合は年額50,866円を上限とする。